



桶川市 第五次男女共同参画基本計画

令和6年3月

桶 川 市



桶川市男女共同参画都市宣言

男女がともに
人間としての
自立と平等を基本理念として

性別を超え
世代を超え
多様な生き方を認め合い

自らの意思で
あらゆる分野に
参画できる社会をめざし

ここに桶川市は
「男女共同参画都市」を宣言します

平成10年12月18日
桶川市

宣言理由

わたしたちの社会はこれまで「男は仕事、女は家庭」という考え方にとらわれてきました。それがために、女性が社会で活躍する門戸が狭くなっていました。これからのわたしたちのまちは、“男らしさ、女らしさ”にしばられる事なく、男女が共に助け合う社会へ向けて男女共同参画都市宣言をするものです。



計画の策定にあたって

本市では、平成14年に制定した「桶川市男女共同参画推進条例」に基づき、平成16年「桶川市男女共同参画基本計画」を策定以来、社会環境の変化と新たな課題に対応するため3度の改定を経て、男女共同参画社会の実現を目指した様々な取組を進めてまいりました。

しかし、依然として家庭や職場、地域においては、性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見（アンコンシャス・バイアス）が男女平等の妨げとなっていることから、その解消が不可欠です。

また、我が国では今後、更なる少子高齢化・人口減少に直面し、労働力不足が予想されており、柔軟で多様な働き方、とりわけ女性がその個性と能力を十分に発揮し、職業生活においてより一層活躍することが重要となっています。

そのような中、令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の働き方やライフスタイル、価値観にも大きな影響をもたらしました。特に、経済的・精神的DVをはじめとする女性に対する暴力、女性の貧困等が顕在化し、改めて男女共同参画の推進が求められるようになりました。

また、防災分野においても、令和6年1月に発生した能登半島地震の発生により、災害がどこでも起こりうる、より身近にあるものと再認識させられ、防災・災害分野における男女共同参画の重要性や必要性が再確認されました。

こうした社会情勢や意識の変化を踏まえるとともに、令和6年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、新たな課題にも対応した男女共同参画を推進するための総合計画として、「桶川市第五次男女共同参画基本計画」を策定しました。「だれもが多様な生き方を認め合い 一人ひとりがかがやくまち おけがわ」の将来像実現に向け、本計画を推進してまいりますので、引き続き、市民、事業者、関係機関の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、さまざまな視点から熱心な御審議をいただきました桶川市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントを通じて貴重な御意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

小野克典

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨	3
2. 計画の位置づけと性格	4
3. 計画の期間	5
4. 桶川市の取組	5
5. 桶川市の現状	7

第2章 計画の基本的な考え方

将来像	21
基本理念	21
基本目標	22

第3章 計画の内容

計画の体系図	27
--------	----

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

施策の柱1 固定的意識や偏見の解消	28
施策の柱2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	29
施策の柱3 家庭と地域活動への男性参画の拡大	30
施策の柱4 政策・方針決定過程への女性参画の推進	31
施策の柱5 男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進	32

基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい社会づくり

施策の柱1 男女がともに働きやすい職場づくりの推進	33
施策の柱2 職業生活における女性活躍の推進	34

基本目標Ⅲ 人権が尊重された社会づくり

施策の柱1 あらゆる暴力の根絶	35
施策の柱2 生涯を通じた心身の健康と性の尊重	36
施策の柱3 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重	37

第4章 計画の推進

計画の推進	40
1. 庁内の推進体制の充実	41
2. 市民・市民団体、企業等との連携	41
3. 桶川市男女共同参画審議会の充実	41
4. 苦情申出・処理体制の充実	41
5. 国・県・その他関係機関との連携・協力	41

資料編	42
-----	----

第 1 章

計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成に向けた、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされたとともに、地方自治体においても総合的かつ計画的に施策を推進することが求められました。

桶川市でも法の趣旨に則り平成 14 年 4 月に「桶川市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進の基本理念及び目指すべき姿を定め、市、市民及び事業者の責務を明確にしました。

平成 16 年 3 月には 7 つの基本理念を盛り込んだ「桶川市男女共同参画基本計画」をこの条例に基づき初めて策定しました。

男女共同参画については、市民に一定の理解をされているものの、依然として、家庭、職場、地域において、固定的な性別役割分担意識や偏見が存在し、男性が優遇されている場面が多いことも事実です。また、女性の社会進出が進む中、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となってきました。

このような社会環境の変化に対応するため、男女共同参画社会基本法の基本理念を踏まえ、平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が制定されました。

本市においても、将来人口が減少し、高齢化が進行する状況を鑑み、男女がともに働き、女性が職業生活において活躍していくことは不可欠となるため、平成 31 年 3 月に男女共同参画社会基本法に基づく計画と、女性活躍推進法に基づく推進計画を一体のものとして「桶川市第四次男女共同参画基本計画」を策定しました。

その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の生命や生活に大きな影響を及ぼし、配偶者等への暴力（以下「DV」という。）や生活困窮、性暴力など、女性が直面している様々な問題が顕在化してきました。

こうした課題を受け、令和 4 年 5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）」が成立しました。

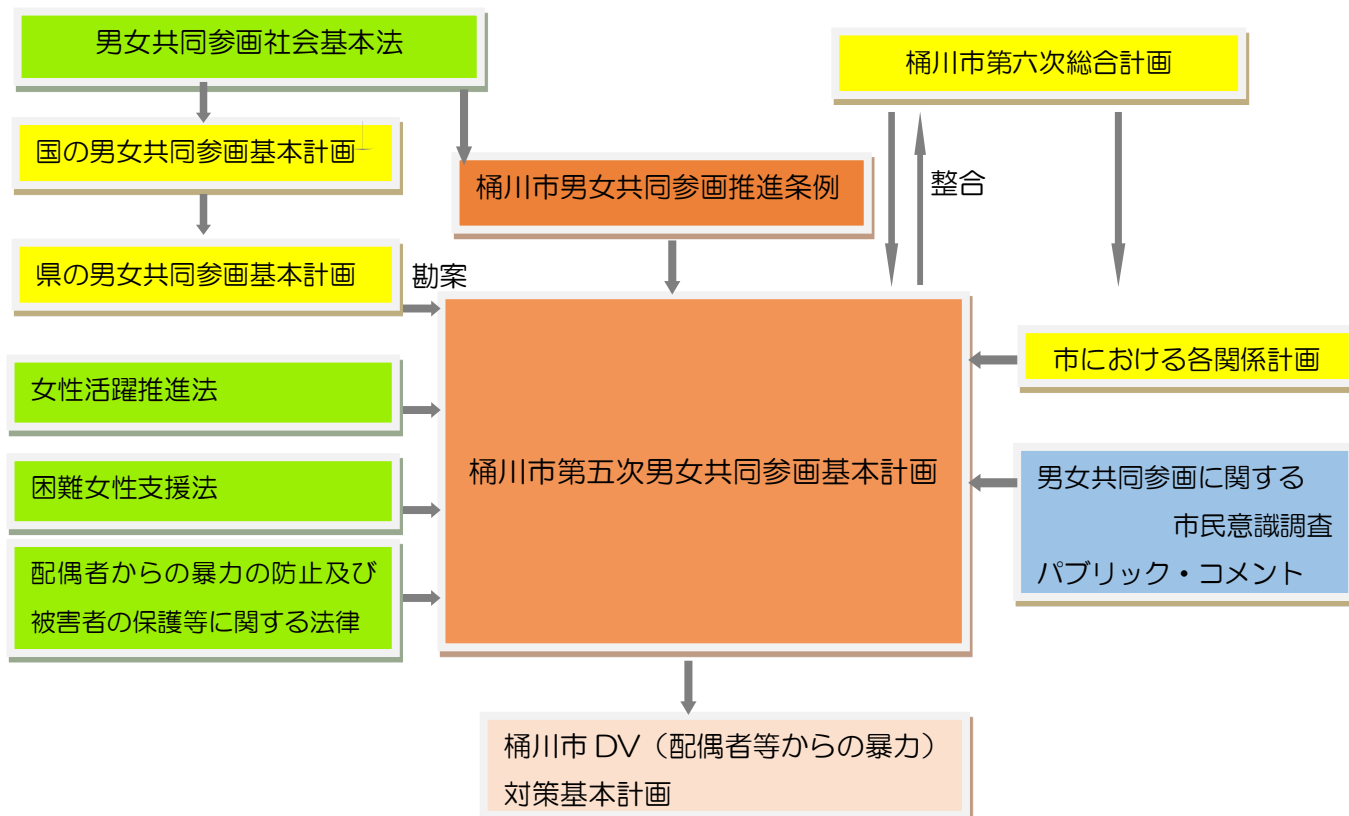
本市においても令和 6 年 4 月から施行されるこの法律の趣旨を受け、様々な問題を抱える女性への支援を進める必要があります。

このような現状を踏まえ、この度、第四次計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の更なる推進を図るとともに新たな課題に対応していくため、「桶川市第五次男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけと性格

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」で、桶川市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（「基本計画」）です。
- (2) 女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に位置付けます。
- (3) 困難女性支援法第8条第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。
- (4) 国の「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」及び「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～8年度）」を勘案して策定しました。
- (5) 「桶川市第六次総合計画」や市が定める関連諸計画との整合性を図り策定しました。
- (6) 本計画の策定にあたっては、「桶川市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）」の結果や桶川市男女共同参画審議会の意見を尊重し、パブリック・コメントを実施し策定しました。

【計画の位置づけ】



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

4. 桶川市の取組

【主な取組】

・平成元年9月 「おけがわ男女共同社会プラン」の策定

社会生活全般にかかわる女性問題を解決すると同時に、男女が平等にかかわりをもった男女共同参画社会を形成することを目的に計画を策定しました。

・平成7年3月 「おけがわ男女共同参画社会プラン（改訂版）」の策定

男女が対等な存在としてあらゆる分野で貢献するための環境整備を図るとともに、従来の「参加」から「参画」へと、更に一步進めた意識づくりのため計画を改訂しました。

・平成10年12月 「桶川市男女共同参画都市宣言」

市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組み、機運を広く醸成することを目的に、市議会の議決を得て、全国で24番目、県内では2番目に「男女共同参画都市」を宣言しました。

・平成11年3月 「おけがわ男女共同参画プラン」の策定

女性問題の解決と男女が共にあらゆる分野に参画する男女共同参画社会の実現を目指して、市が取り組む総合的施策の基本姿勢を示すことを目的に計画を策定しました。

・平成14年4月 「桶川市男女共同参画推進条例」の施行と「桶川市男女不平等苦情処理機関」の設置

「桶川市男女共同参画推進条例」を県内市町村で3番目に施行し、また、「桶川市男女不平等苦情処理機関」を県内で初めて設置しました。

・平成16年3月 「桶川市男女共同参画基本計画」の策定

桶川市男女共同参画推進条例に基づく初めての基本計画として、4つの主要目標を掲げた「桶川市男女共同参画基本計画」を策定しました。

・平成17年4月 「申請書類の性別欄」の見直し

多様な性への配慮として、庁内で取り扱っている申請書類について見直しを行い、申請に必要な性別欄を削除しました。

・平成21年3月 「桶川市第二次男女共同参画基本計画」の策定

桶川市男女共同参画基本計画の成果や課題を引き継ぎつつ、社会情勢の変化に対応して、ワーク・ライフ・バランスなどの新たな課題解決に向けた第二次計画を策定しました。

・平成 24 年 3 月 「桶川市ＤＶ（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の策定

男女共同参画社会実現を阻む要因の一つであるＤＶを防止し、被害者等の支援の充実を図るため、「桶川市ＤＶ（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定しました。

・平成 26 年 3 月 「桶川市第三次男女共同参画基本計画」の策定

第二次計画の成果や課題を引き継ぎつつ、社会情勢の変化に対応して、防災などの新たな課題に向けた第三次計画を策定しました。

・平成 29 年 3 月 「桶川市第二次ＤＶ（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の策定

桶川市ＤＶ（配偶者等からの暴力）対策基本計画の成果や課題を引き継ぎつつ、社会情勢の変化と、ＤＶの防止と被害者等に対する支援の更なる充実と推進を図るため、「桶川市第二次ＤＶ（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定しました。

・平成 30 年 5 月 男女共同参画機能の庁舎内への集約

市役所新庁舎の完成により、東部市民サービスセンターに設置していた男女共同参画コーナー「アソシエ」を市役所新庁舎に移設し、情報提供や交流促進などの「活動拠点機能」とＤＶ相談や女性相談などの「相談機能」を庁舎内に集約しました。

・平成 31 年 3 月 「桶川市第四次男女共同参画基本計画」の策定

第三次計画の成果や課題を引き継ぎつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対応するとともに、女性活躍推進法に基づく計画として初めて位置づけ、第四次計画を策定しました。

・令和 3 年 2 月 「桶川市パートナーシップ宣誓制度」の開始

一人一人が互いに人権を尊重し、多様な生き方を認めあいながら誰もがくらしやすい社会を実現するため、「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

・令和 4 年 3 月 「桶川市第三次ＤＶ（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の策定

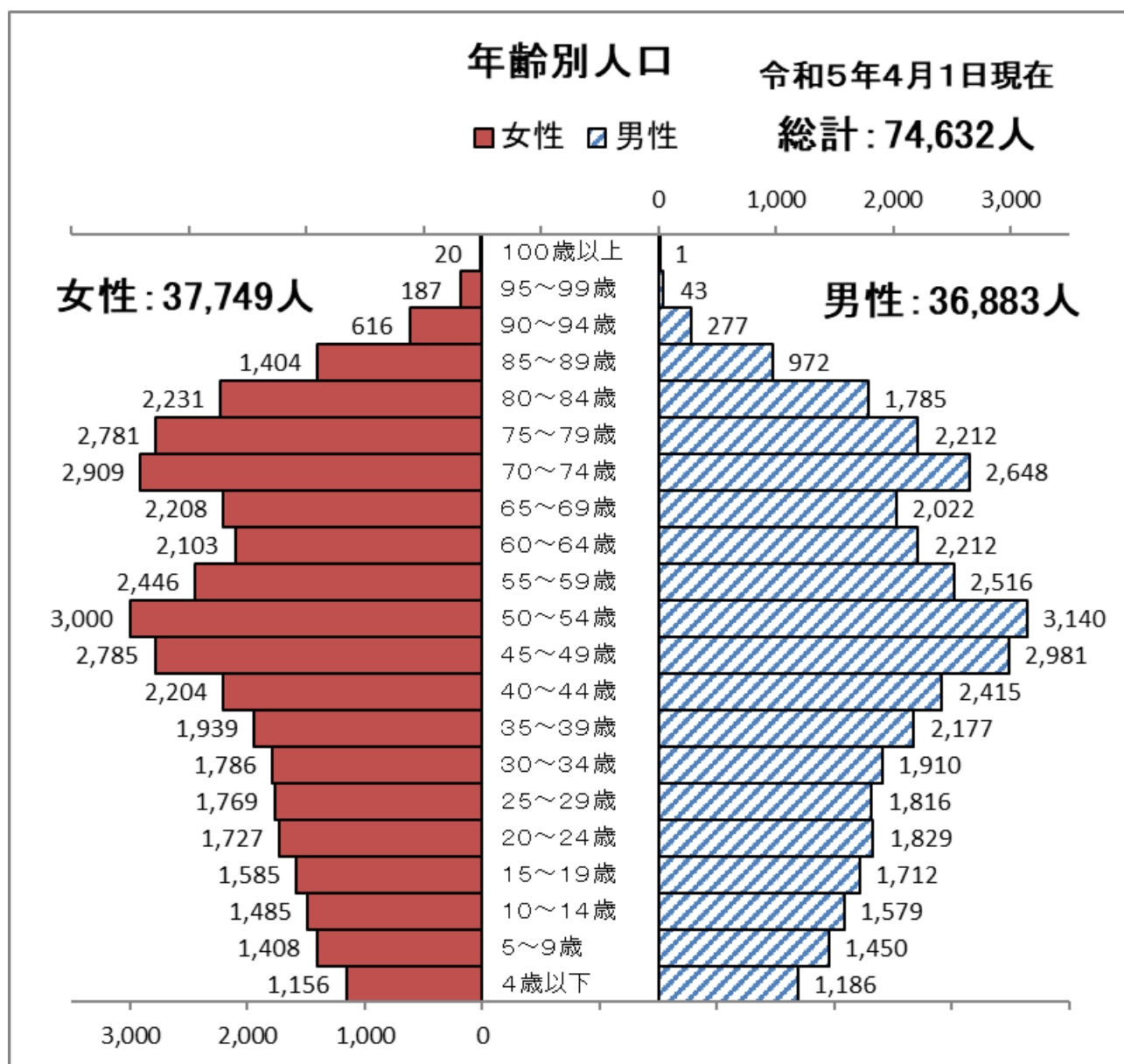
第二次ＤＶ（配偶者等からの暴力）対策基本計画の成果や課題を引き継ぎつつ、社会情勢の変化と、ＤＶの防止及び被害者等に対する支援の更なる充実と推進を図るため、「桶川市第三次ＤＶ（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定しました。

5. 桶川市の現状

(1)人口

①年齢別人口

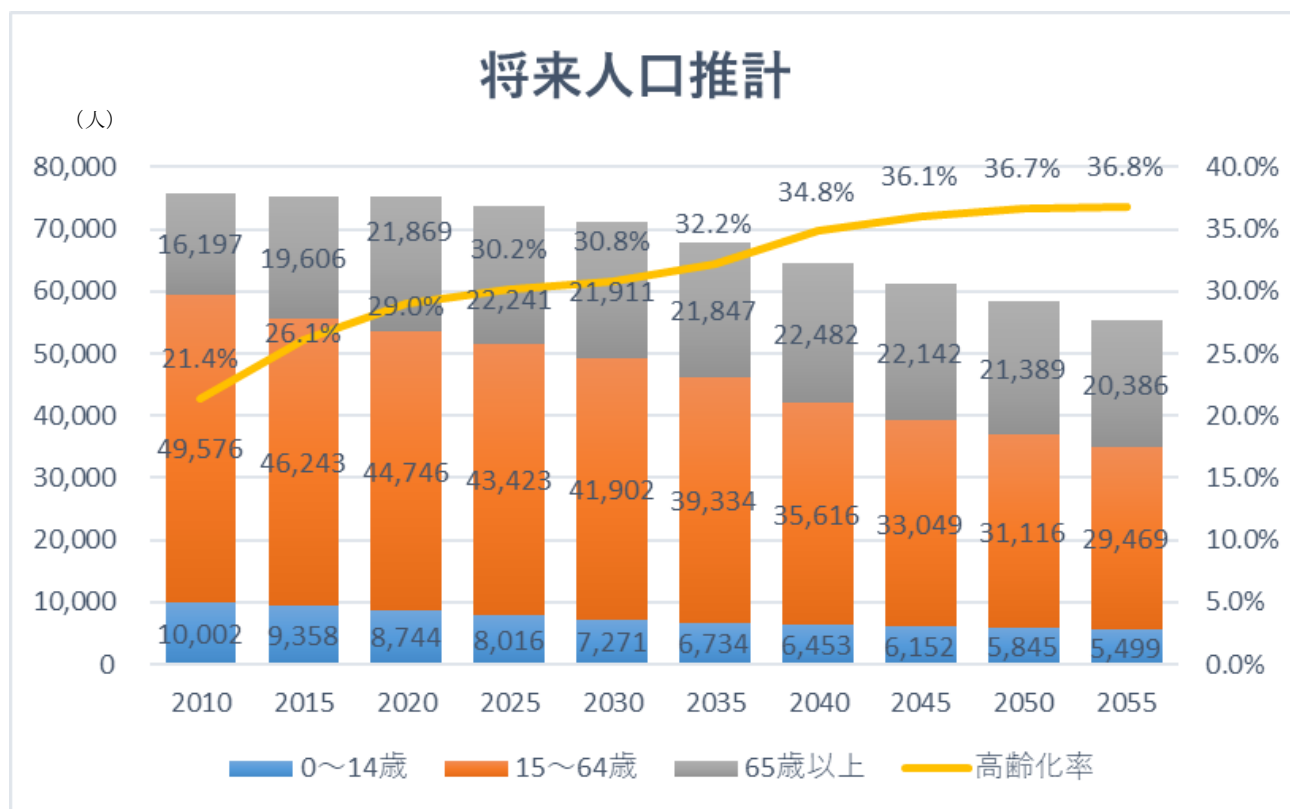
令和5年4月1日現在の人口は、74,632 人となっており、男女別としては、男性は 36,883 人、女性は 37,749 人で、女性が 866 人多くなっています。構成については、64 歳以下では全ての年齢層で男性が女性を上回っている一方、65 歳以上の高齢者人口ではすべての年代で女性が男性を上回っています。



桶川市住民基本台帳

②将来人口推計

将来人口推計では、桶川市の人口は、今後、減少傾向が続き、2035 年(令和 17 年)には 7 万人を下回り、2050 年(令和 32 年)には6万人を下回ることが見込まれています。また、年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)の割合が減少し、高齢化率が増加していくことが見込まれています。特に生産年齢人口の減少は、経済規模の縮小や働き手の不足等、様々な影響があると考えられます。

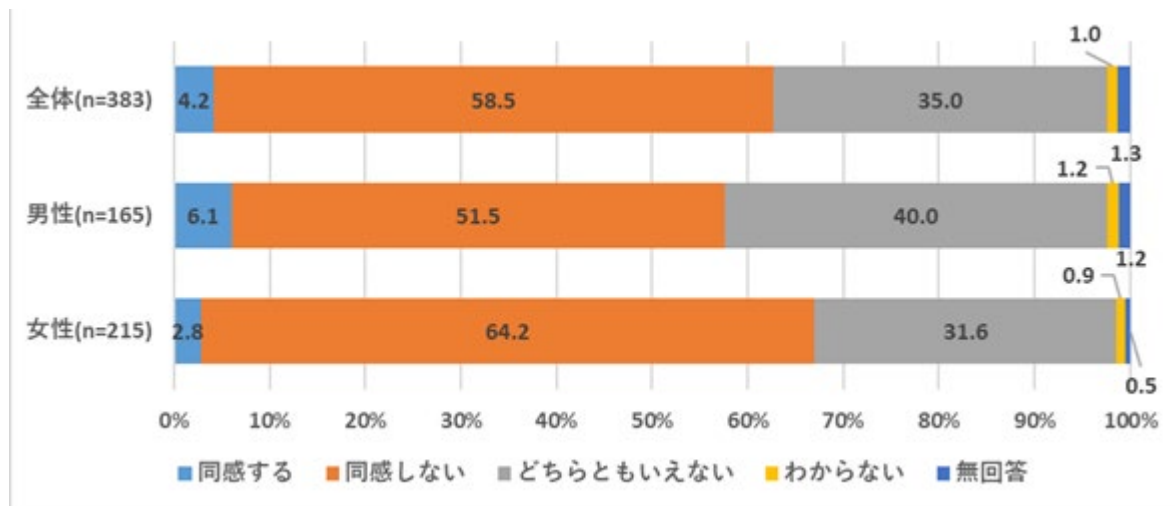


企画調整課データを基に作成(各年 1 月 1 日現在)

(2) 男女共同参画の意識

①「男は仕事、女は家庭」という考え方

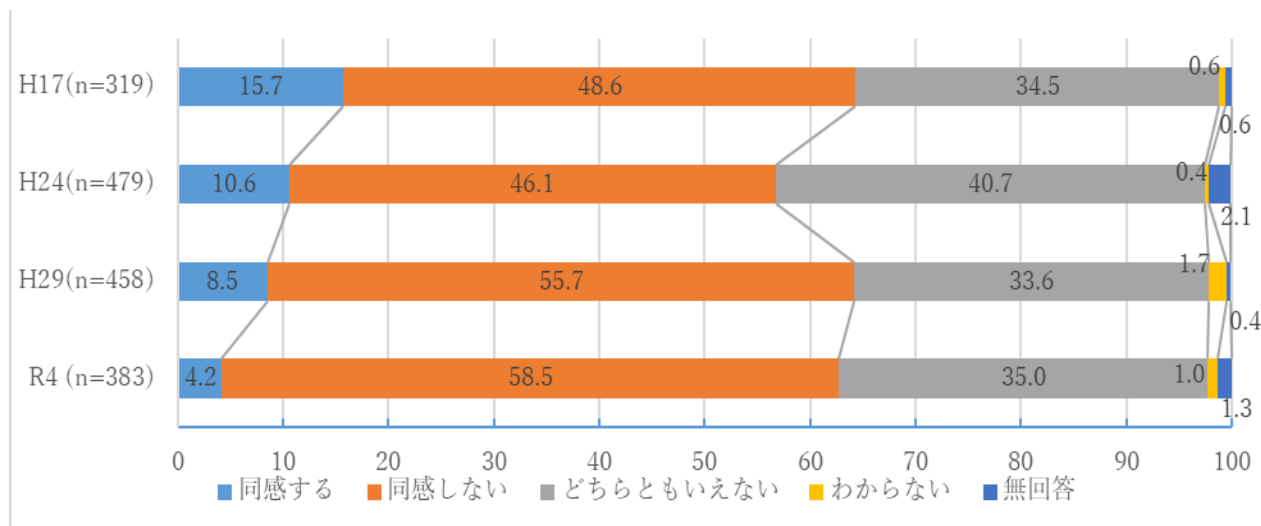
全体では、過半数の人が「同感しない」と回答しています。しかし、「同感する」と回答した割合は男性が6.1%に対し、女性が2.8%となっており、男女で意識の違いがみられます。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

②「男は仕事、女は家庭」という考え方(経年比較)

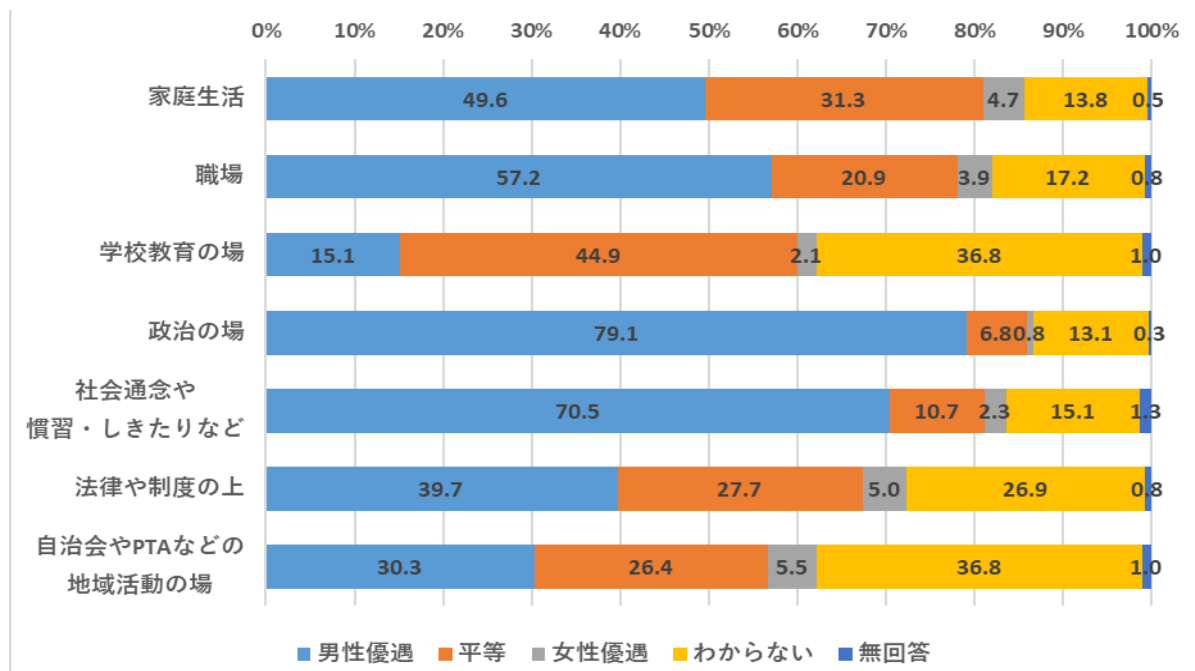
平成 17 年からの調査を経年比較すると、「同感する」と回答した人の割合は、令和4年度は 4.2%で年々減少しています。また、「同感しない」と回答した人の割合は、今回調査が最も高くなったことから、性別による役割分担意識は徐々に解消されていると考えられます。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

③男女平等意識

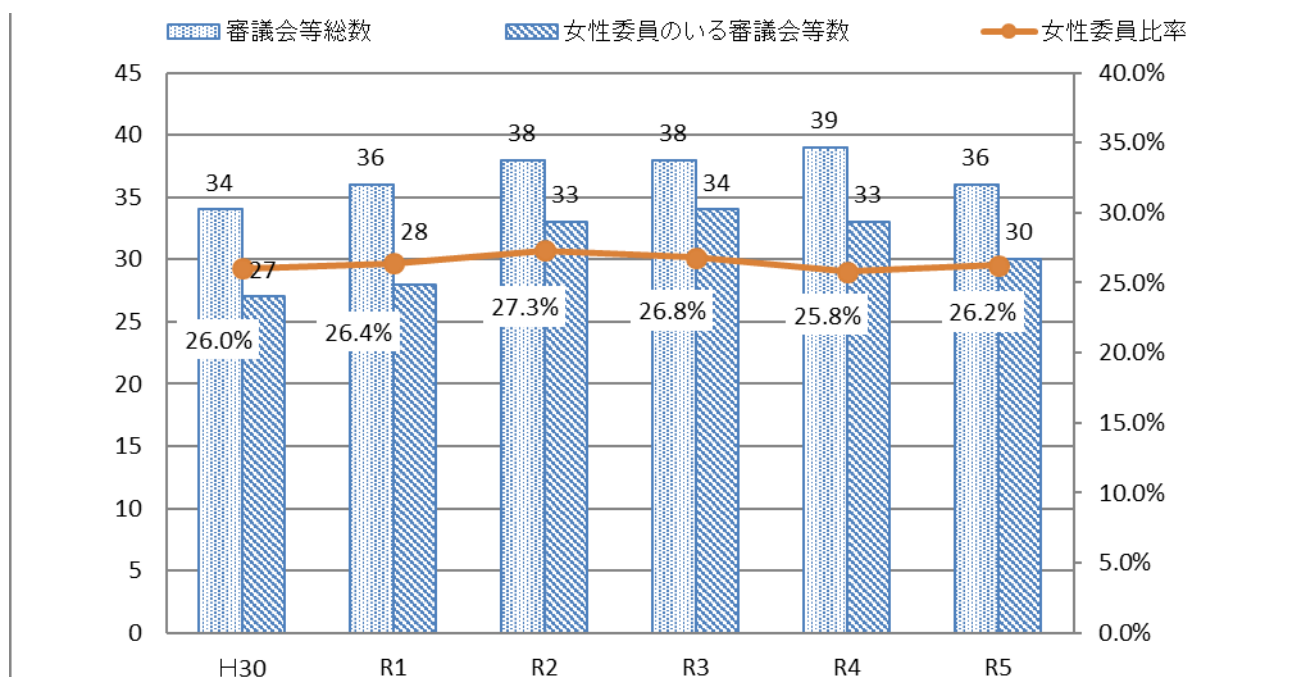
分野毎の男女平等意識について、平等になっていると回答した人の割合は、「学校教育」の分野が高く、次いで「家庭生活」が比較的高い割合となっています。一方で、「職場」、「政治」、「社会通念や慣習・しきたり」では、過半数の人が、「家庭生活」でも約半数の人が「男性優遇」と回答していることから、これらの分野では平等でないと感じている割合が高いことがわかります。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

④審議会等における女性の参画状況

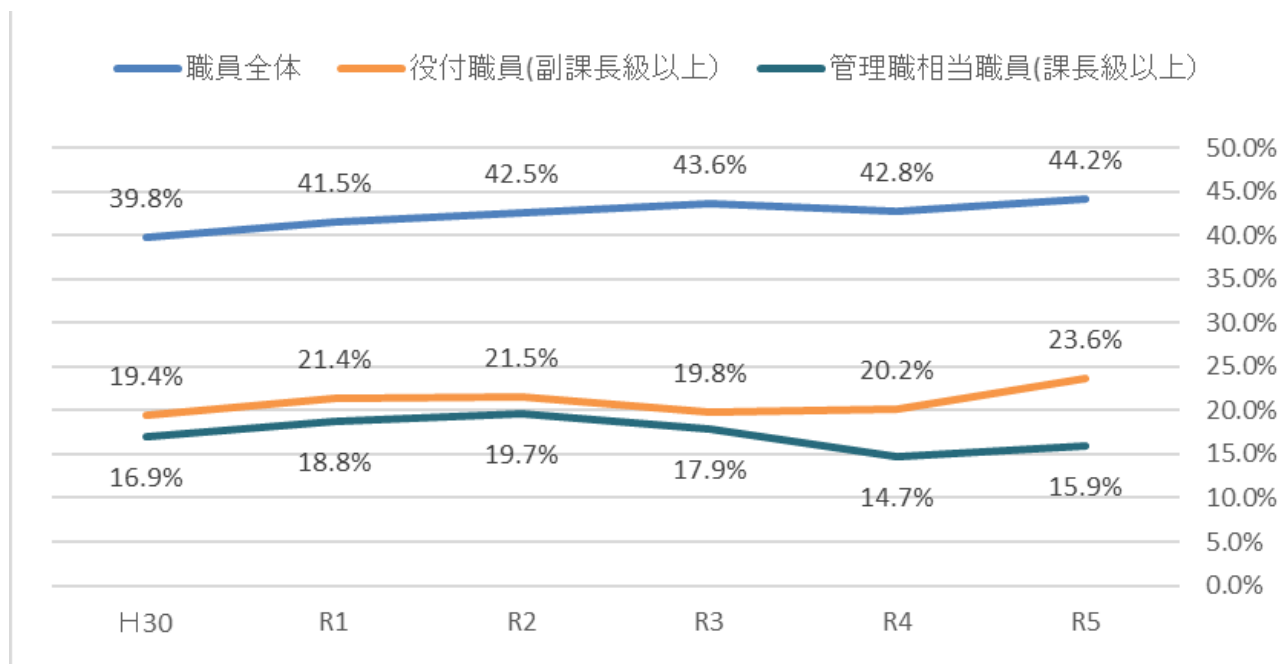
審議会等における女性委員の割合は、令和5年度が26.2%であり、目標値としている40%には達していません。行政施策に男女双方の意見や考え方を反映させていくため、女性委員の比率を高めていく必要があります。



桶川市人権・男女共同参画課調べ

⑤市の女性職員と女性管理職の状況

市役所における女性管理職の登用率は、15～20%の間を推移しており、第四次計画での目標値である20%には到達していません。

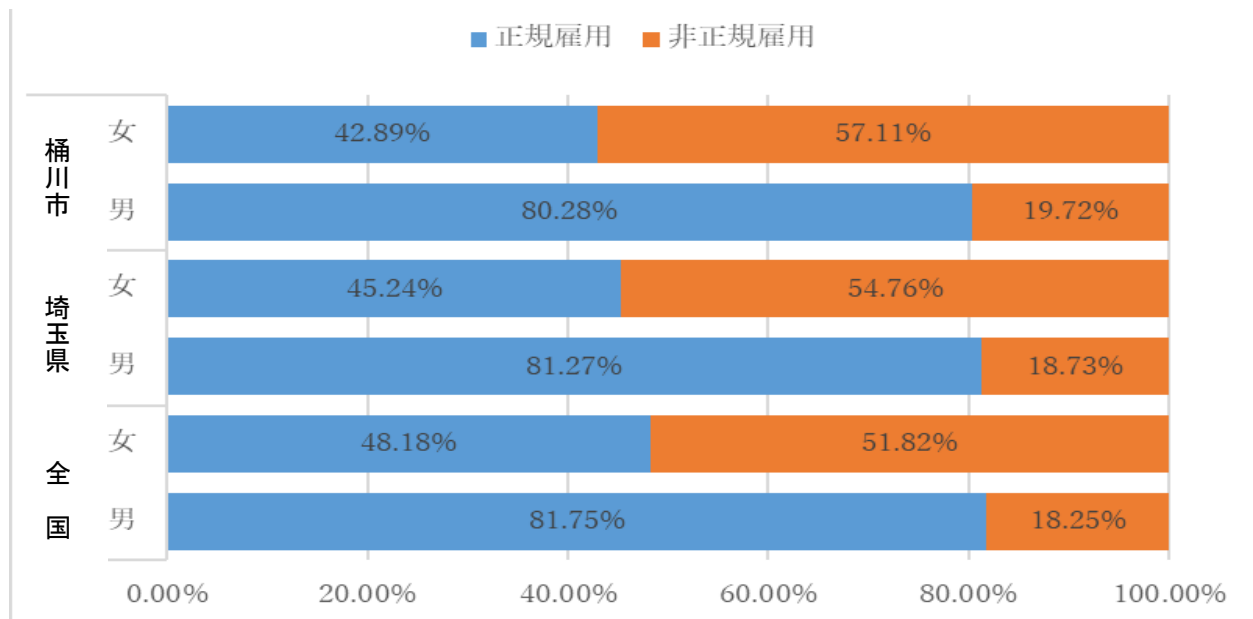


桶川市職員課

(3)男女共同参画の環境

①男女別雇用形態

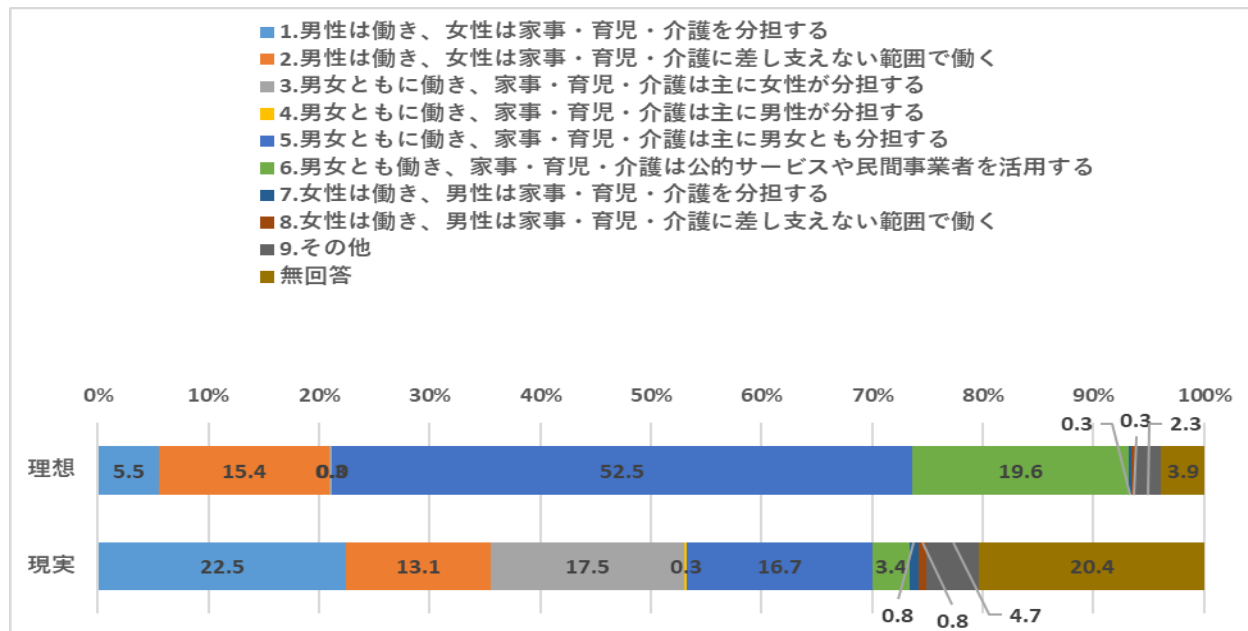
男女別にみると、男性の正規雇用の割合が約8割なのに対し、女性の正規雇用の割合は約4割から5割で、非正規雇用の比率が高いことがわかります。また、桶川市は全国、埼玉県に比べ男女ともに非正規雇用の割合が高くなっています。



令和2年国勢調査

②男女の役割分担の理想と現実(現状)

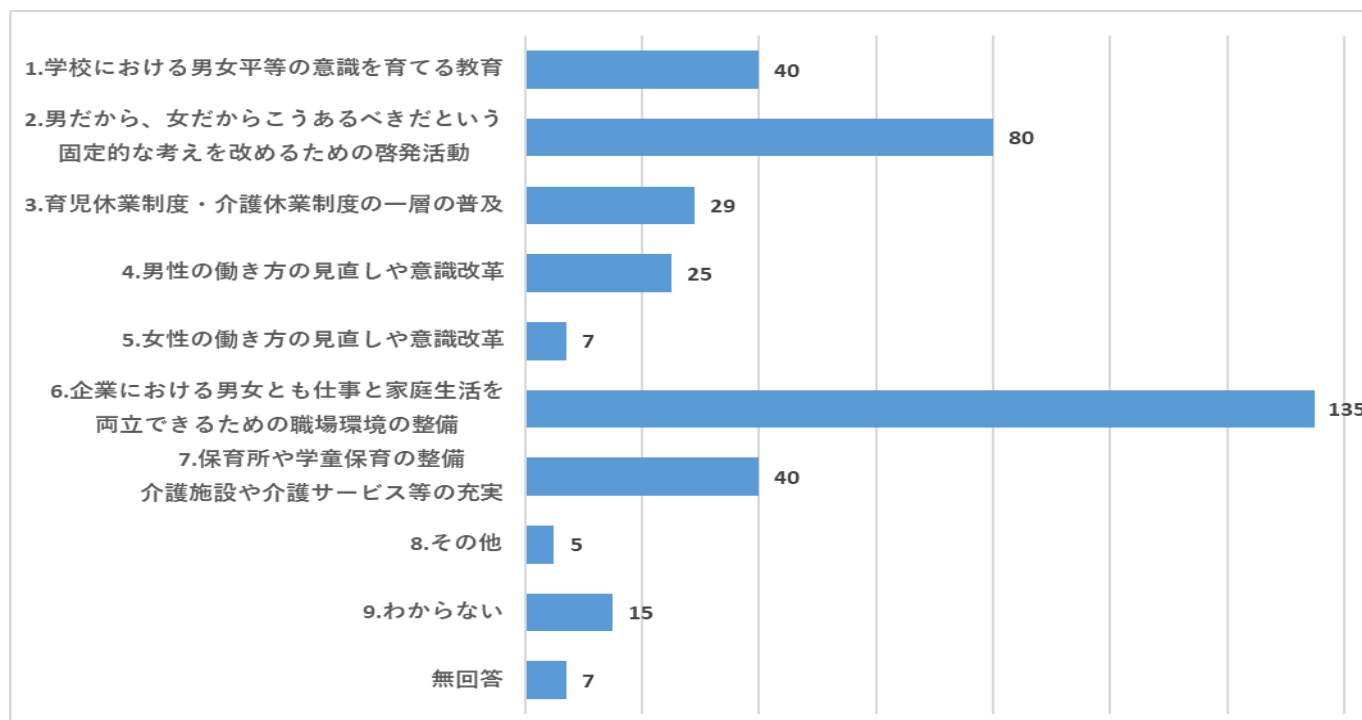
全体では、理想で「男女ともに働き、家事・育児・介護は主に男女とも分担する」が 52.5%と高くなっています。次いで「男女ともに働き、家事・育児・介護は公的サービスや民間事業者を活用する」が 19.6%となっています。現実で「男性は働き、女性は家事・育児・介護を分担する」が 22.5%と高く、次いで「男女ともに働き、家事・育児・介護は主に女性が分担する」が 17.5%となっています。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

③男女が家事・育児・介護をともに分担していくためには

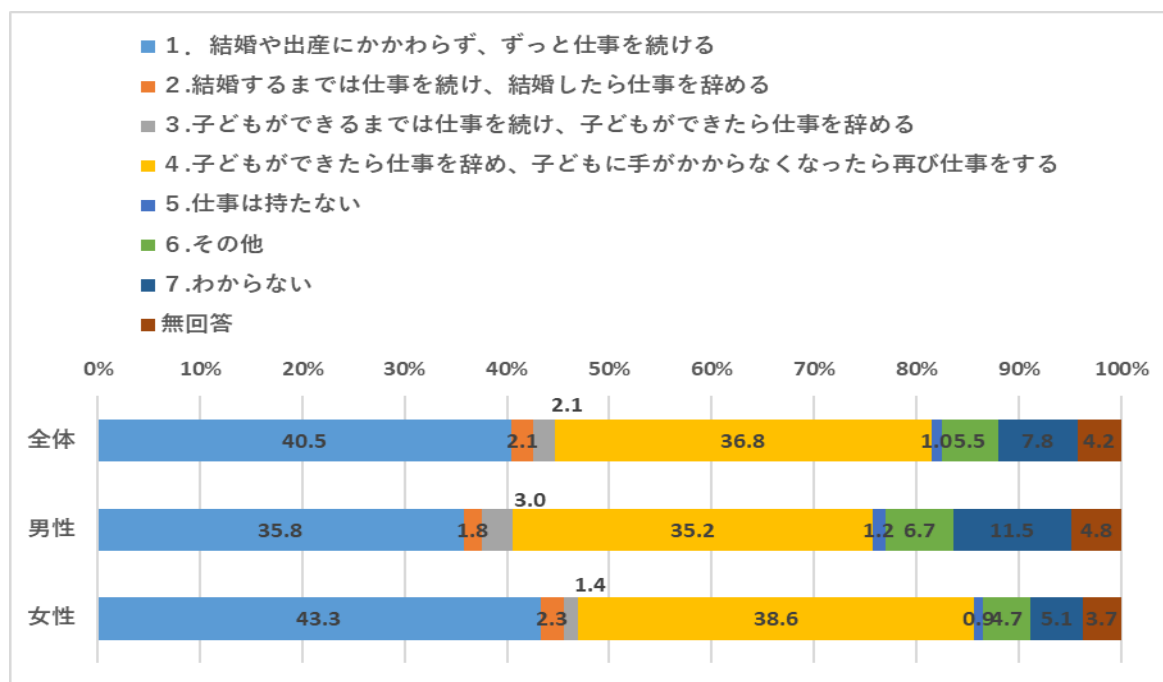
家事・育児・介護を男女がともに分担していくために必要なことは、「企業における男女とも仕事と家庭生活を両立できるための職場環境の整備」と回答した人が最も多く、次いで「男だから、女だからこうあるべきだという固定的な考えを改めるための啓発活動」と回答した人が多くなっています。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

④女性の働き方についての理想

男女別にみると、「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける」は、男性が 35.8%、女性が 43.3%で高く、次いで「子どもができたなら仕事を辞め、子どもに手がかからなくなったら再び仕事をする」では、男性が 35.2%、女性が 38.6%となっています。

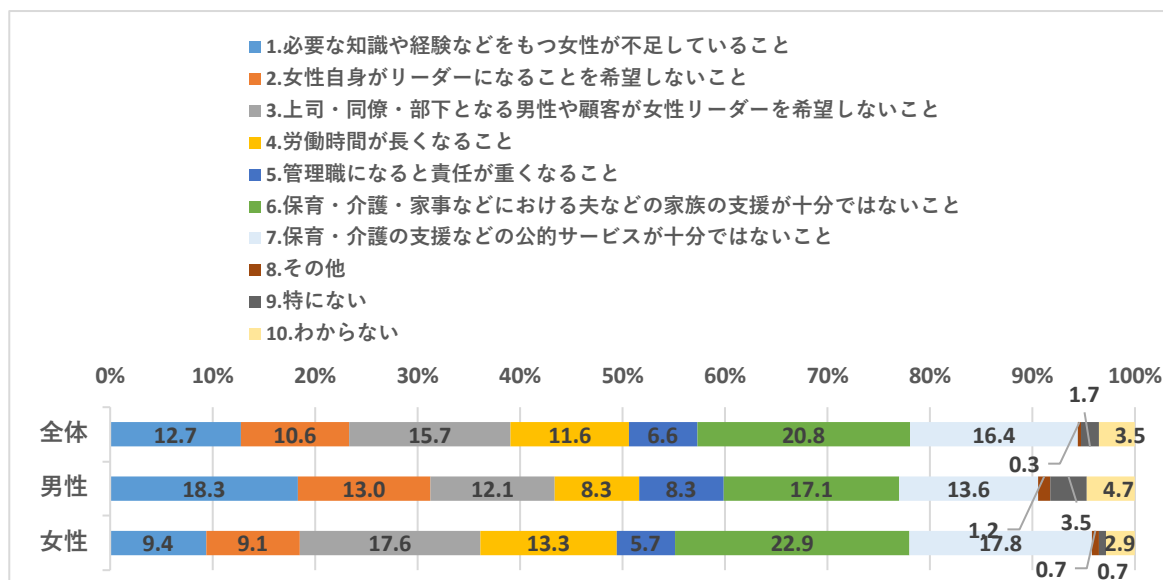


桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

⑤各分野で、女性の参加、女性リーダーを増やすときに障害となるもの

「必要な知識や経験などをもつ女性が不足していること」(男性 18.3%、女性 9.4%)、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」(男性 13.0%、女性 9.1%)、「管理職になると責任が重くなること」(男性 8.3%、女性 5.7%)と考えるのは、女性より男性の方が高くなっています。

女性では、「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」が 17.6%、「労働時間が長くなること」が 13.3%、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」が 22.9%、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」が 17.8%と、男性より高くなっています。



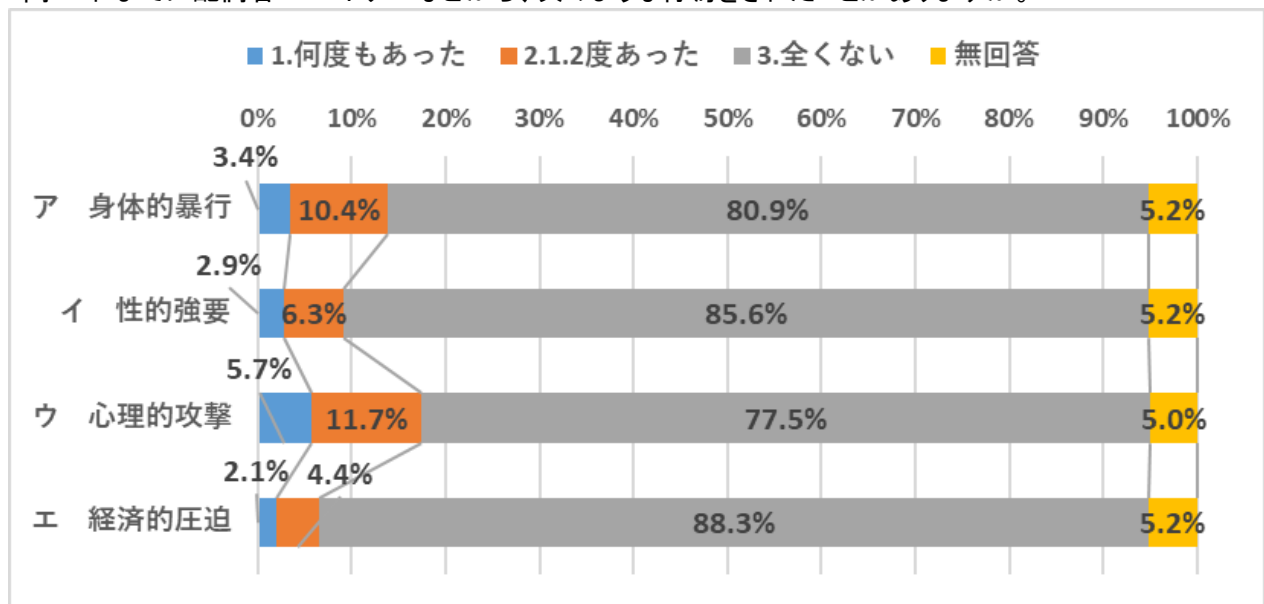
桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

(4) 配偶者等からの暴力(DV)

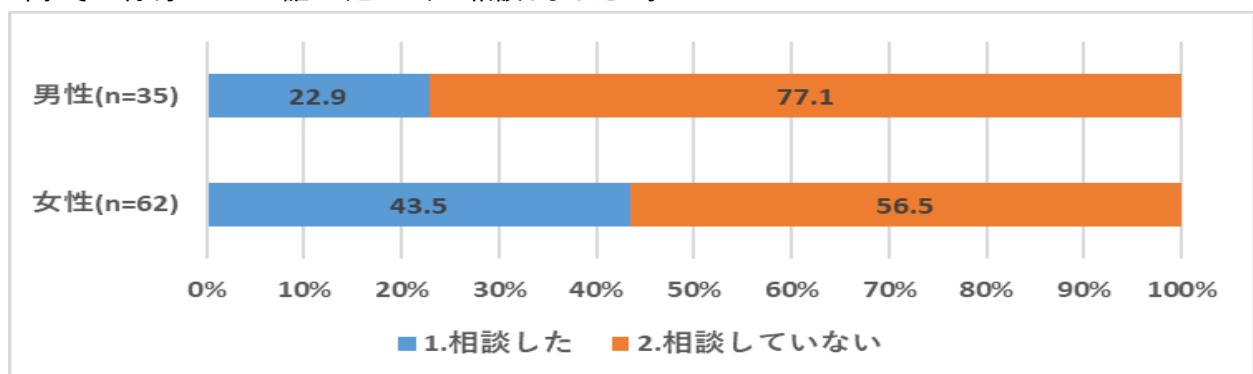
①DV 対策

これまでに配偶者(事実婚や別居中を含む。)やパートナーなどから、次のような行為をされたことがあるかについては、「全くない」が7割以上となっている。次いで「何度もあった」、「1、2度あった」ともに「心理的攻撃」、「身体的暴行」、「性的強要」、「経済的圧迫」の順で高くなっています。また、「何度もあった」、「1、2度あった」と答えた人に、その受けた行為について誰か(どこか)に打ち明けたり、相談したりしたか質問したところ、男性で77.1%、女性で56.5%の人が「相談していない」と回答しており、表面化しにくい現状がうかがえます。

問:これまでに配偶者・パートナーなどから、次のような行為をされたことがありますか。



問:その行為について誰か(どこか)に相談しましたか。

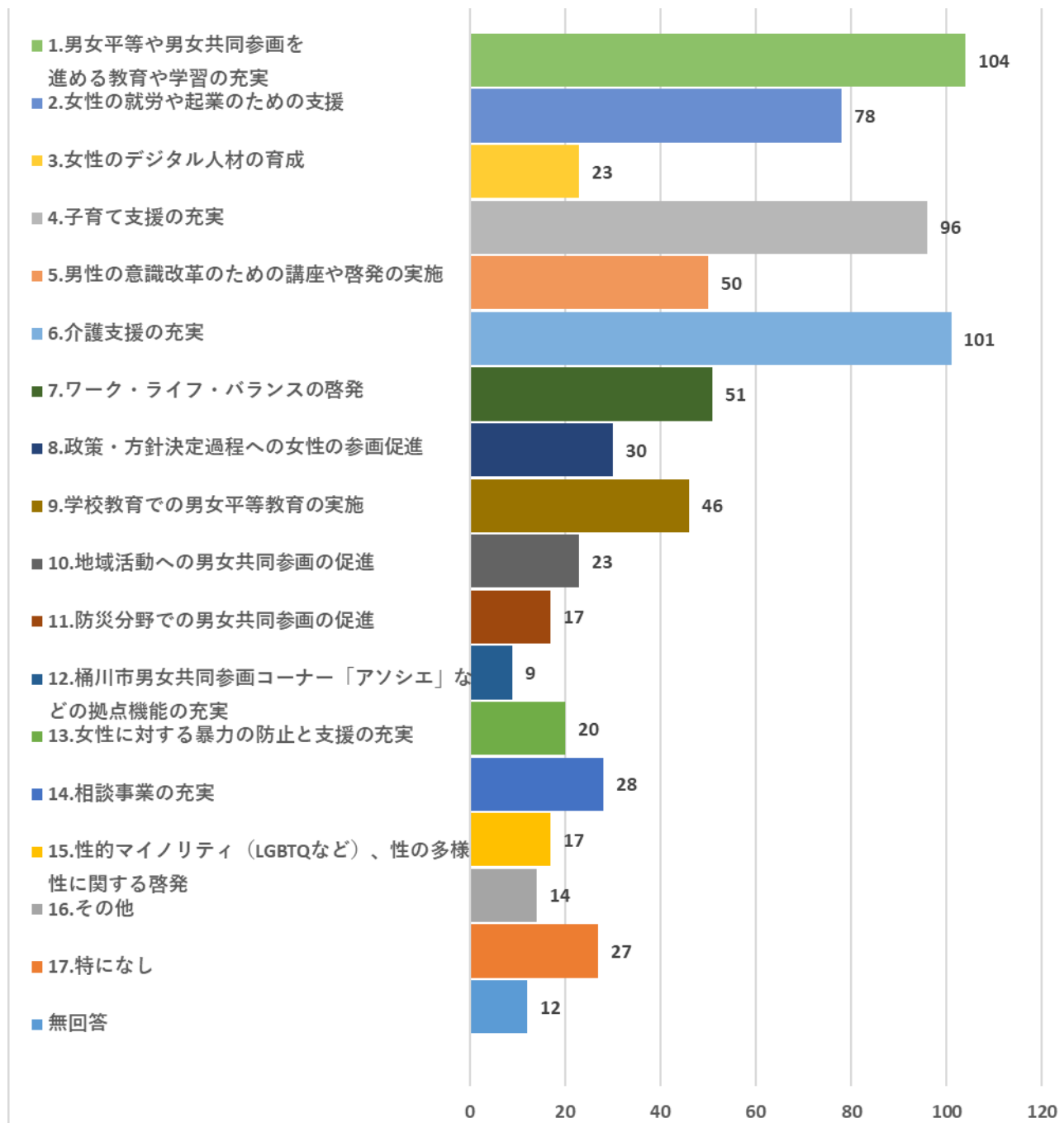


桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

(5)市の施策

①今後、市に力を入れてほしい施策

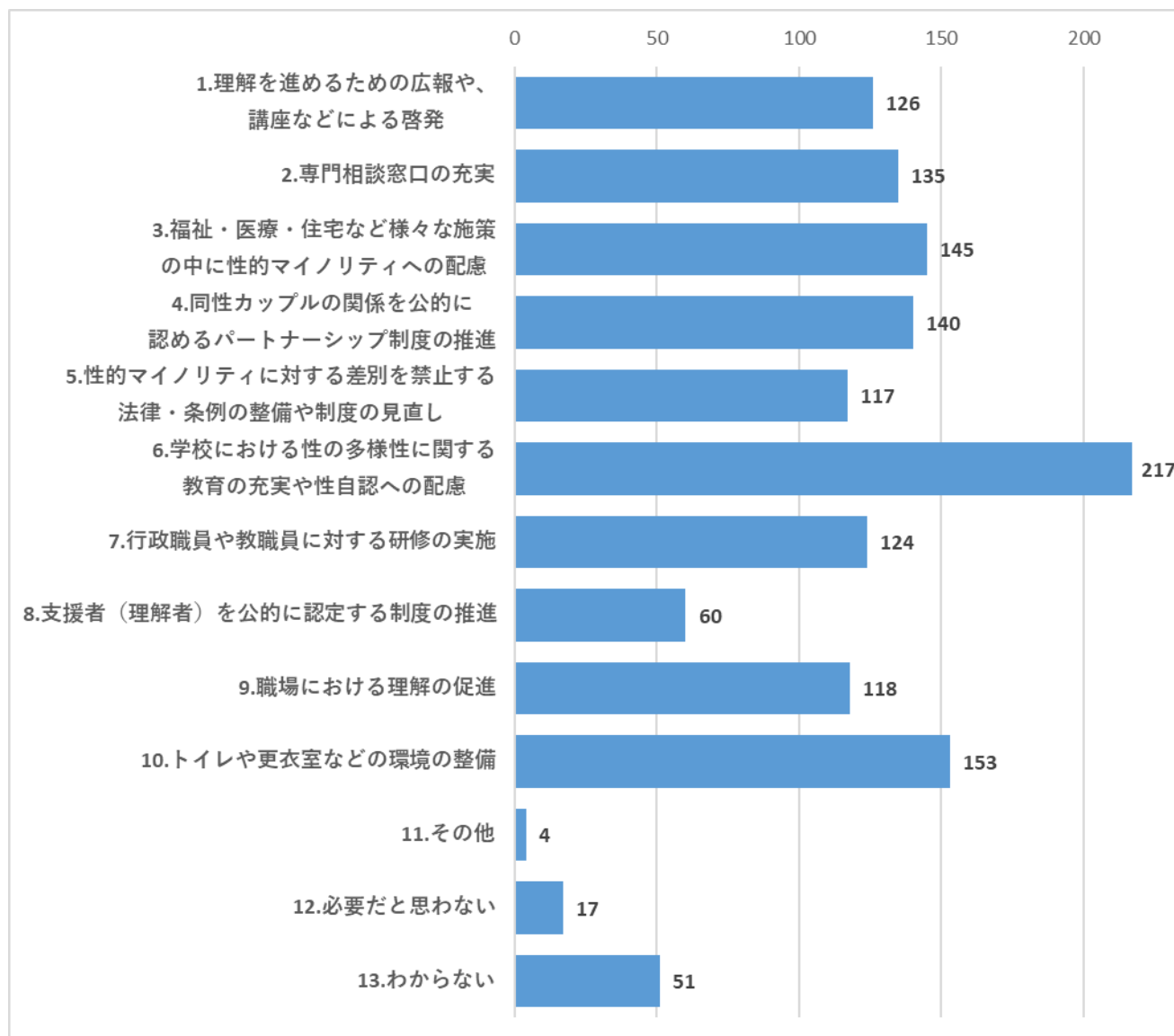
全体では、「男女平等や男女共同参画を進める教育や学習の充実」、「介護支援の充実」、「子育て支援の充実」、「女性の就労や起業のための支援」の順に高くなっています。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

②性的マイノリティへの理解に必要なもの

「学校における性の多様性に関する教育の充実や性自認への配慮」が高く、次いで「トイレや更衣室などの環境の整備」、「福祉・医療・住宅など様々な施策の中に性的マイノリティへの配慮」、「同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度の推進」の順に高くなっています。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）

③男女共同参画に関する施策についての意見等（抜粋）

令和4年度に実施した男女共同参画に関する意識調査の中で、市の男女共同参画に関する施策についていただいた意見、要望等の一部を掲載します。

・男女共同参画に関する意識が低い、広報・啓発活動を増やすことが大切に思う。

<男性／80歳以上>

・働きたい気持ちがあっても、保育所が少ない。人数に空きがあっても遠くでは通えない。保育所にかかるお金の分と、家庭のことをやりながらのパート等で稼げる額が同じくらいでは意味がない。

<女性／30歳代>

・男女平等とは名ばかり。家庭ではまだまだ夫の家事・育児意識が足りない。働いていれば偉いと思っている。女性の負担が増えるばかり。

＜女性／30 歳代＞

・女性からの意見は男性ではなく女性担当者が聞くようにしてください。

男女共同参画プロジェクトの承認者は男性ではなく女性にしてください。

市長が男性なら副市長は女性にするなど、同等の権限を男女平等に設定してください

＜男性／40 歳代＞

・小中学生へ包括的性教育を実施すべきだと思います。生きていくために、自分の身を自分で守るために、非常に大切なことだと考えるからです。

＜女性／20 歳代＞

・男女同一賃金、非正規雇用をなくし安心して働ける賃金が得られること。労働時間の短縮で、家庭で家事労働等役割分担ができ、男女が協力して子育てできる環境を作り、求められる支援をすること。

＜女性／60 歳代＞

・政策・施策・決定のプロセスで女性視点は必要と考える。防災・避難所で女性視点は必須。諸々の啓発には職員教育・学校教育・広報。広報はやりっ放しが多いので認知率をとることが必要です。桶川市の将来の為の調査に感謝します。

＜男性／50 歳代＞

(6)第四次計画数値目標の達成状況

項 目	計画策定時の現状値 (平成 31 年 4 月 1 日現在)	目標値	計画最終年度の現状値 (令和 5 年 4 月 1 日現在)
審議会等への女性委員	26.4%	40%	26.2%
女性職員の管理職への登用 (課長職相当以上)	18.8%	20%	15.9%

第2章

計画の基本的な考え方

将来像

だれもが多様な生き方を認め合い
一人ひとりがかがやくまち おけがわ

基本理念

桶川市第五次男女共同参画基本計画は、「桶川市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

1. 個人の尊厳と人権の尊重
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しと意識改革
3. 政策・方針の立案及び決定への男女共同参画機会の確保
4. 家庭生活や社会生活における対等な参画
5. 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
6. 国際社会における取組への理解と協力
7. あらゆる暴力の根絶

基本目標

基本目標Ⅰ

あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、固定的意識や、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消が重要です。

誰もが性別にかかわらず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思により何事も選択でき、すべての人が尊重し合える社会づくりのため、各分野における啓発活動や、ライフステージに応じた教育・学習の充実を図ります。

特に、災害時や防犯対策においては、男女双方の意見を取り入れることが重要であることから、それぞれの分野において女性の参画を推進します。

さらに、あらゆる分野において政策・方針決定過程の場に性別を問わずともに参画できるよう取り組みます。

基本目標Ⅱ

男女がともに働きやすい社会づくり

少子高齢化や人口減少、家族の形態が多様化している現在、誰もが経済的に自立した生活を送ることが重要です。

男女がともに働きやすい社会となるために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、自らのライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるよう取り組むとともに、均等な雇用機会の普及や、職場でのハラスメントの防止など、働きやすい職場づくりを推進します。

さらに、結婚や出産を機に離職した女性の復職や起業支援を行うなど、職業生活における女性の活躍に取り組みます。

基本目標Ⅲ

人権が尊重された社会づくり

「暴力」はいかなる理由があっても、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を阻害する要因の一つです。特に配偶者等に対する暴力は、多くの場合女性が被害者となり、生活上の困難に陥りやすい状況です。近年は、SNSの発展に伴った、SNS上での人権侵害、若年層における交際間の暴力（デートDV）も増加していることから、早期からの暴力防止の啓発が重要です。

DV被害者をはじめ生活上の困難に陥った女性に対しては、相談体制を充実し、関係各機関との連携を図り、自らの意思を尊重した安全で切れ目のない支援を行います。

また、生涯を通じた男女の心身の健康と性を尊重するため、健康の保持・増進に取り組むと

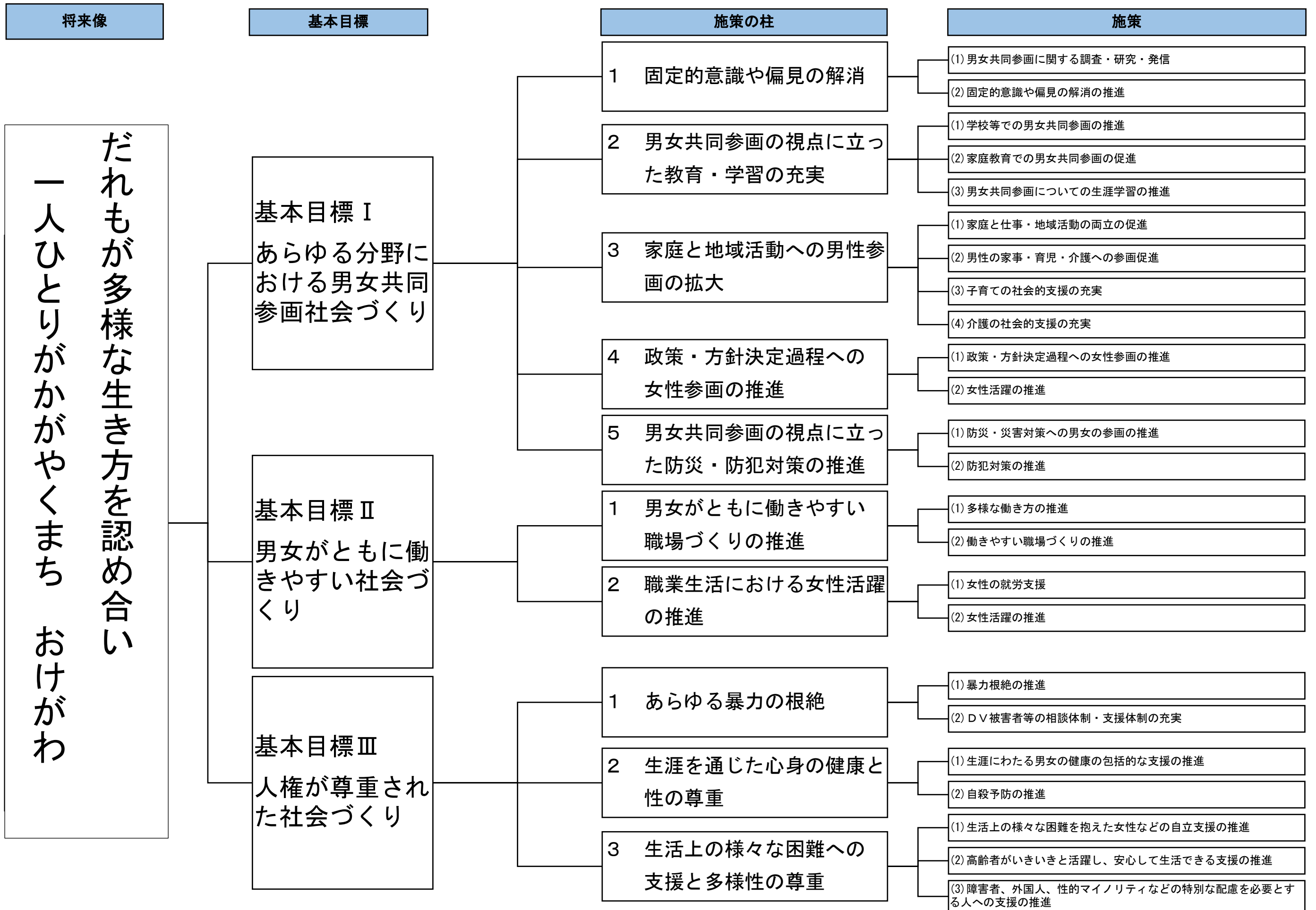
ともに、性と生殖に関する権利の普及に取り組めます。

さらに、多様性を認め合う意識啓発に努め、高齢者・障害者、外国人、性的マイノリティなど配慮を必要とする人に対しては、相談を通じ支援を行っていきます。

第 3 章

計画の内容

計画の体系図



基本目標Ⅰ

あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

施策の柱Ⅰ-1 固定的意識や偏見の解消

これまでの男女共同参画に関する市民意識調査（以下「意識調査」という。）では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識は徐々に解消されてきていますが、依然として性別による固定的な意識や制度、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）などが存在しており、男女共同参画の妨げとなっています。

そのため、意識調査等を行いながら、様々な分野について調査・研究を行い情報発信するとともに、固定的な意識や偏見の解消に取り組んでいきます。

施 策	主な取組	担当課
(1) 男女共同参画に関する調査・研究・発信	男女共同参画に関する調査・研究	人権・男女共同参画課 秘書広報課
	男女共同参画に関する情報発信	
	男女共同参画に関する市民活動の普及	
	アソシエを活用した情報提供	
(2) 固定的意識や偏見の解消の推進	男女の意識に関する情報収集・提供	人権・男女共同参画課
	男女の意識に関する調査・研究	
	相談体制の充実	

施策の柱Ⅰ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

令和４年度に実施した意識調査において、様々な場での男女の地位の平等感について尋ねたところ、学校教育においてのみ「男性優遇」より「男女平等」と答えた割合が高くなっています。また、男女共同参画社会実現のため市が力を入れるべき施策として「男女平等や男女共同参画を進める教育や学習の充実」が最も多くなっており、学校教育や生涯学習など、教育の重要性が挙げられています。男女共同参画意識の形成には、特に幼少期からの教育が重要であり、学校教育のみならず家庭や地域における教育・学習機会の充実、さらに家庭教育の基本となる大人への意識改革が必要です。

施 策	主な取組	担当課
(1) 学校等での男女共同参画の推進	学校教育における男女共同参画の推進	人権・男女共同参画課 保育課 学校支援課
	保育所等における男女共同参画の推進	
(2) 家庭教育での男女共同参画の促進	家庭教育への支援	人権・男女共同参画課 学校支援課 生涯学習・スポーツ推進課 公民館
	青少年への啓発	
(3) 男女共同参画についての生涯学習の推進	成人への情報提供	人権・男女共同参画課 公民館
	成人に向けた学習機会の提供	

施策の柱Ⅰ-3 家庭と地域活動への男性参画の拡大

近年、男性の育児休業取得について、積極的な取組が行われていますが、意識調査において「男女ともに働き、家事・育児・介護は主に男女とも分担する」を理想としている割合が高い半面、現実には「男性は働き、女性は家事・育児・介護を分担する」、「男女ともに働き、家事・育児・介護は主に女性が分担する」の割合が高くなっています。また、自治会やPTA活動などの地域活動においても女性の参加が高い状況であり、家事や地域活動での女性の負担が多くなっています。

令和5年版男女共同参画白書（以下「白書」という。）では、令和4年の共働き世帯数は、専業主婦世帯数の3倍近くになっていますが、有償労働（仕事）時間は男性、無償労働（家事関連）時間は女性に大きく偏っていると報告されています。国際比較においても、日本の男性の有償労働時間は極端に長く、無償労働時間が極めて短いという特徴もあります。

今後も共働き世帯が増加していく中で、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加するためには、職場や家庭、地域など様々な場面において、男女がともに協力し支え合える環境づくりが必要です。

施 策	主な取組	担当課
(1) 家庭と仕事・地域活動の両立の促進	ワーク・ライフ・バランスの普及	人権・男女共同参画課 職員課
	家庭と地域活動への参加促進	子ども未来課 産業観光課 生涯学習・スポーツ推進課
(2) 男性の家事・育児・介護への参画促進	男性への啓発	人権・男女共同参画課 職員課
	市男性職員の子育て・介護への参加促進	高齢介護課 子ども未来課 健康増進課
(3) 子育ての社会的支援の充実	相談体制の充実	子ども未来課 保育課
	子育てサービスの充実	健康増進課 学校支援課 生涯学習・スポーツ推進課
(4) 介護の社会的支援の充実	相談体制の充実	高齢介護課
	介護サービスの充実	

施策の柱Ⅰ-4 政策・方針決定過程への女性参画の推進

世界的な男女格差を図る指数であるジェンダーギャップ指数（世界経済フォーラム）において、日本の順位は、146 か国中 125 位(2023 年)で、教育と健康分野の男女格差はほとんどないものの、政治・経済分野の格差が大きく、主要先進国（G7）の中では依然下位の状況です。

本市でも、審議会等における女性委員の割合は、26.2%（令和5年4月1日現在）であり、女性管理職（課長級以上）の割合においても 15.9%（令和5年4月1日現在）と、政策や方針決定過程に参画する女性の割合が低い現状です。様々な分野において、政策や方針を決定する際には、男女共同参画の視点に立って、男女双方の立場を理解し、様々な意見を取り入れながら決定していく必要があります。

そのため、本市においても地域におけるリーダーの育成や、女性の意見を取り入れやすくするための仕組づくりを検討するとともに、審議会等の女性委員の割合を増やすことや、市役所における女性管理職の積極的な登用など、民間企業等を牽引できるよう取り組んでいきます。

施 策	主な取組	担当課
(1) 政策・方針決定過程への女性参画の推進	審議会等への女性の積極的な登用 (審議会の女性委員が占める割合の目標値 40%)	人権・男女共同参画課 職員課 全庁
	地域活動における女性の参画促進	
	市役所内での女性職員の参画の推進 (市職員の女性管理職の割合目標値 25%)	
(2) 女性活躍の推進	地域における女性リーダーの育成	人権・男女共同参画課 職員課 自治振興課 安心安全課
	市役所における女性職員の活躍の推進	

施策の柱Ⅰ－５ 男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進

近年、気候変動の影響により、気温の上昇や大雨による洪水等様々な災害が発生していることから、日頃からの災害への備えが必要となっています。

災害時には、女性をはじめ妊産婦や乳幼児、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティの方への配慮が必要であるため、平時から配慮が必要な人への対応に備えることも重要です。

また、地域での犯罪発生抑制においては、通学路をはじめ道路や公園、空き地等の適切な管理、及び女性の視点を取り入れた防犯対策など、だれもが暮らしやすい地域環境づくりが必要です。

施 策	主な取組	担当課
(1) 防災・災害対策への男女の参画の推進	防災計画等への男女共同参画の推進	人権・男女共同参画課
	女性や性的マイノリティに配慮した防災・災害対応の推進	安心安全課
(2) 防犯対策の推進	通勤・通学上の防犯対策の推進	安心安全課 環境対策推進課 道路河川課
	居住地域の防犯対策の推進	市街地整備課 学校支援課

基本目標Ⅱ

男女がともに働きやすい社会づくり

施策の柱Ⅱ-1 男女がともに働きやすい職場づくりの推進

意識調査では、職場においては男女双方とも「男性の方が優遇されている」との割合が高く、いまだ働く環境は、男性中心となっていることがうかがえます。白書によると、結婚後、特に子どもを持った後は、女性がライフスタイルを変え、夕方以降の家事・育児等を１人で担い、男性は労働時間が増える傾向があるとともに、職場においては、女性より男性の方が性別役割の意識を強く感じており、男性は、伝統的な役割感に自身が捉われていることに気づいていない可能性があるという報告されています。

今後さらに進展する少子高齢社会においては、職場で性別に関わらず個々の能力が活かされ活躍することが期待されており、企業においては特に多様な人材を受け入れ、能力を発揮できる組織づくり（ダイバーシティ＆インクルージョン）が求められています。男女がともに多様で柔軟な働き方ができ、仕事と家庭を両立するとともに、働きやすい職場づくりが必要です。

施 策	主な取組	担当課
(1) 多様な働き方の推進	多様で柔軟な働き方の普及	人権・男女共同参画課 職員課 産業観光課
	仕事と家庭の両立の推進	
	市役所における働き方改革の推進	
(2) 働きやすい職場づくりの推進	男女の均等な雇用機会の普及	人権・男女共同参画課 産業観光課
	男女の均等な待遇の確保の普及	
	職場でのハラスメントの防止	

施策の柱Ⅱ-2

職業生活における女性活躍の推進

近年、育児休業制度や保育環境の整備が進み、女性の継続就業率は増加しています。一方で、結婚や出産・子育てを機に退職をした女性が、フルタイムでの正規雇用就労を困難と感じ、家事・育児・介護等と両立しやすいという理由で非正規雇用として就労する割合が高い状況です。特に本市においては、女性の非正規雇用の割合が、全国及び埼玉県と比べて高くなっています。

女性の就労や社会での活躍が期待される中では、就労を希望する女性が、自らのライフスタイルに応じた多種・多様な働き方の選択を可能とし、生きがいをもって働き続け、活躍できる就労環境づくりが必要です。

施 策	主な取組	担当課
(1) 女性の就労支援	女性の就業・就業継続・復職への支援	人権・男女共同参画課 産業観光課 農政課
	女性のキャリアアップ支援	
(2) 女性活躍の推進	活躍する女性の情報発信	人権・男女共同参画課 職員課
	活躍を目指す女性への支援	
	市役所における女性活躍の推進	

基本目標Ⅲ 人権が尊重された社会づくり

施策の柱Ⅲ-1 あらゆる暴力の根絶

DVや性暴力は、家庭内や親密な関係性の中で起こり、被害者の多くは女性です。近年では、低年齢化し若年層における交際間の暴力（デートDV）も増加しています。また、ストーカー行為においては、エスカレートした末、凄惨な事件に発展してしまうことも少なくありません。また、暴力を長い時間受け続けたことで、被害者の心身に重大な影響を及ぼす等、回復に時間を要するケースが多くみられます。

さらには、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、教育や研究機関で行われるアカデミックハラスメント等、様々な暴力が発生しています。

これらの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つであり、重大な人権侵害です。幼少期からの人権教育の充実や、すべての人が暴力を許容することのない意識づくりのための啓発、相談体制の充実が必要です。

若年層も含めた暴力防止の啓発や、また、DV被害者・同伴児等の支援、各種相談機関の周知やあらゆる暴力を許さない意識づくりに取り組んでいきます。

施 策	主な取組	担当課
(1) 暴力根絶の推進	女性に対する暴力根絶の推進	人権・男女共同参画課 産業観光課 学校支援課 生涯学習・スポーツ推進課
	若年層に対する暴力根絶の推進	
	あらゆるハラスメントの防止の推進	
(2) DV被害者等の相談体制・支援体制の充実	相談体制の充実	人権・男女共同参画課 子ども未来課 保育課 健康増進課 学校支援課 関係各課
	被害者及び同伴児への支援の充実	
	関係機関との連携強化	

施策の柱Ⅲ-2 生涯を通じた心身の健康と性の尊重

女性は、妊娠や出産をはじめ女性特有の身体的な特徴を有することで、男性とは異なる健康上の問題や社会的な問題に直面します。また、男性も女性も子どもを産むか産まないか、いつ産むかなど自由に決められる権利、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の認識不足から、女性の権利が脅かされる状況も見受けられます。

男女が互いに尊重し合える意識の醸成と、生涯を通じた性と生殖の権利の定着が必要です。若年層への教育も必要とされることから、学校教育における性教育も重要な取組です。

また、生活の不安や悩み事など独りで抱え孤立することのないよう相談体制を充実し、自殺予防に向けた、関係機関との連携した支援が求められています。

だれもが健康でいきいきとした生活を送るため、健康支援や相談体制の充実に取り組んでいきます。

施 策	主な取組	担当課
(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援の推進	性に関する正しい認識と理解の啓発	人権・男女共同参画課 高齢介護課 健康増進課 学校支援課 生涯学習・スポーツ推進課
	健康保持・増進に向けた事業の充実	
	スポーツ・レクリエーション参加機会の充実	
(2) 自殺予防の推進	相談体制の充実	人権・男女共同参画課 健康増進課 関係各課
	自殺防止に向けた啓発	
	関係機関との連携強化	

施策の柱Ⅲ-3 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

未だ根強く残る固定的な役割分担意識やその慣行が、偏見や人権侵害を助長しており、職業分野においても昇進を阻んだり、経済的な格差の要因となっています。また、女性であるが故に、このような困難が複雑に絡み合い、多様化・複合化し、生活上の様々な場面で困難に直面しています。そこで、様々な困難な問題を抱える女性を支援するため、令和6年4月には「困難女性支援法」が施行されます。この法律の趣旨に沿い、困難を抱える女性（年齢、障害の有無、国籍等は問わず。）の個々に寄り添った支援をするためには、相談につながりやすい環境整備と相談体制の充実、関係各機関との連携（ネットワーク）の構築が有効であり、専門の知識を持った相談機関につなぐ等の支援が必要です。

また、高齢者や障害者、外国人や性的マイノリティなどの配慮を必要とする人が、社会の一員として安心した生活が送れるよう、相談体制をはじめとした各種支援の充実も必要です。

困難な問題を抱えた人が、本人の意思を尊重した、切れ目のない支援を受けることができ、だれもが安心した生活を送ることができるよう、相談事業等の充実や、特に配慮が必要な人への支援に取り組んでいきます。

施 策	主な取組	担当課
(1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援の推進	相談体制の充実	人権・男女共同参画課 社会福祉課 障害福祉課 子ども未来課 保育課 高齢介護課 学校支援課 関係各課
	自立に向けた支援の充実	
(2) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援の推進	相談体制の充実	高齢介護課 安心安全課 道路河川課 市街地整備課 関係各課
	自立した生活への支援	
	地域で生活できる環境整備	
(3) 障害者、外国人、性的マイノリティなどの特別な配慮を必要とする人への支援の推進	障害者への相談支援	人権・男女共同参画課 自治振興課 障害福祉課 学校支援課
	外国人への日本語支援	
	性的マイノリティへの相談支援	

第 4 章

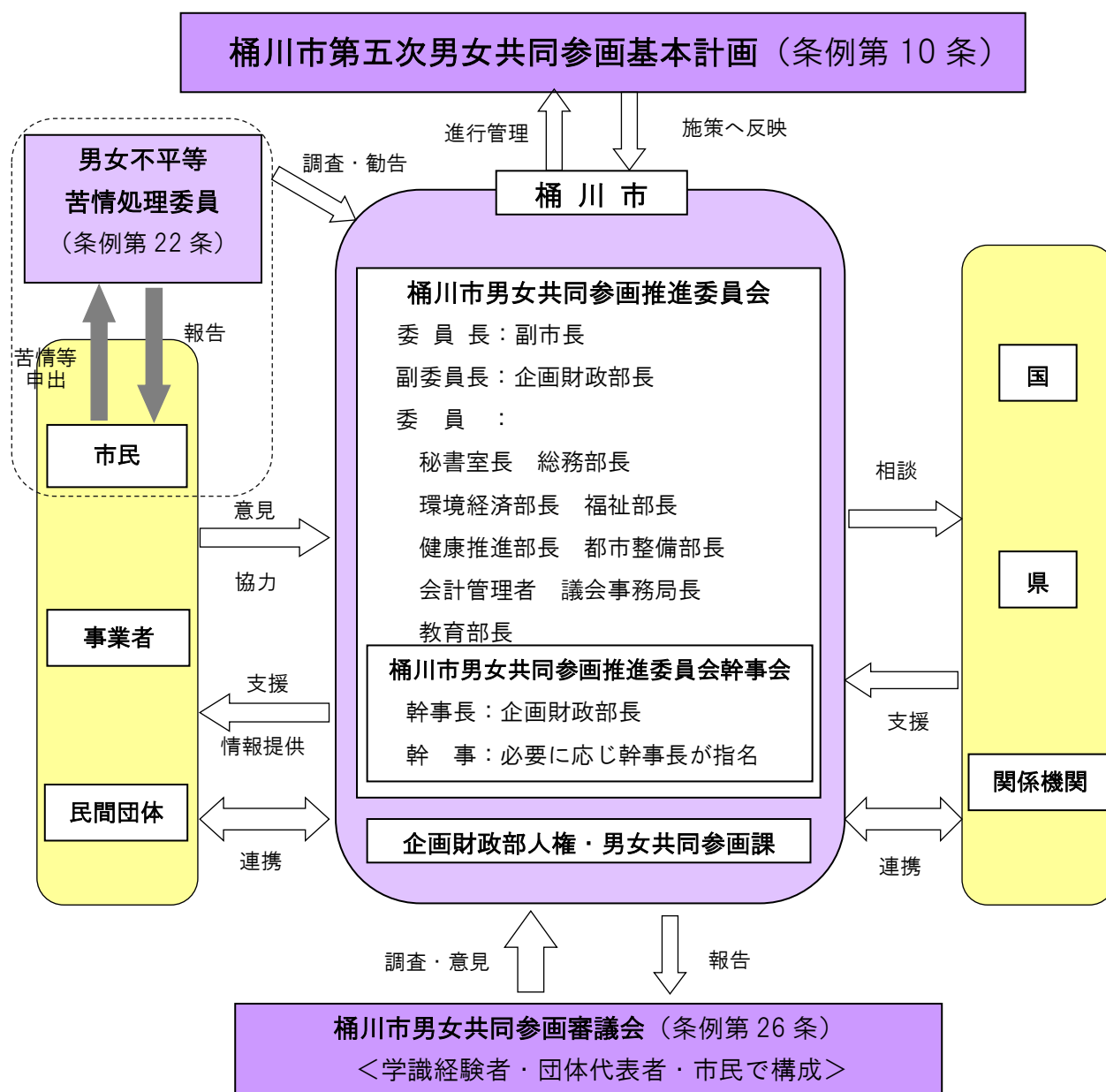
計画の推進

計画の推進

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、市、市民、事業者、各関係機関がそれぞれの責務を認識し、連携して取り組むことが重要です。

また、毎年計画の進行管理を行い、事業の成果の検証・改善に努めます。

計画の推進体制



1. 庁内の推進体制の充実

桶川市男女共同参画推進委員会を充実し、進行管理や関係部局の調整を図りながら、男女共同参画の積極的な推進に努めます。

2. 市民・民間団体、企業等との連携

計画の推進にあたっては、市民・市民団体、企業等との協力体制の構築が重要です。このため、市民・市民団体、企業等との連携の強化に努めていきます。

3. 桶川市男女共同参画審議会の充実

男女共同参画の推進に関する市長の附属機関として、市長の求めに応じ、男女共同参画に関する重要事項などの調査・審議を行います。また、施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べます。

4. 苦情申出・処理体制の充実

男女共同参画施策に関する苦情申出制度について、広く市民へ周知するとともに、申出があった場合には適切かつ迅速に対応していきます。

5. 国・県・その他関係機関との連携・協力

男女共同参画に関する課題は、法律や制度等の政策にかかわるものなど市だけでは解決できないことがあります。そのため、国や県、その他関係機関の情報収集に努め、連携や協力を図っていきます。